

個人番号(マイナンバー)独自利用事務の追加について

1 概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 9 条第 2 項に定める、地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用事務を、「佐賀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(平成 27 年佐賀市条例第 21 号。以下「条例」という。)に追加することで、市民の利便性の向上を図ります。

2 追加対象となる独自利用事務

(事務追加)

- 佐賀市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 102 号)による医療費の助成に関する事務

(特定個人情報追加)

- 佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 103 号)による医療費の助成に関する事務
- 佐賀市重度心身障害者に対する医療費の助成に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 111 号)による医療費の助成に関する事務
- 生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

3 主な追加理由

医療費の助成については、健康保険証を利用して受給資格の確認を行っているが、令和 6 年秋に健康保険証をマイナンバーカードに一本化される予定のため、個人番号を利用した情報連携を行い、医療保険給付関係情報等を照会する必要があります。

地方公共団体の独自利用事務については、個人番号の情報連携を番号法第 9 条第 2 項に基づき条例で定めなければなりません。

4 条例の改正

条例別表に、事務及び特定個人情報を追加します。(※赤字を追加)

機関	事務	特定個人情報
市長	佐賀市子どもの医療費の助成に関する条例(平成17年佐賀市条例第102号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、医療保険給付関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
市長	佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成17年佐賀市条例第103号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	公的年金給付関係情報、医療保険給付関係情報
市長	佐賀市重度心身障害者に対する医療費の助成に関する条例(平成17年佐賀市条例第111号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報

5 施行予定日

公布の日から施行予定

【参考】番号法参照条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号)

(利用範囲)

第九条(略)

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)～(10) (略)

(11) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(12)～(17) (略)